

令和8年4月1日から

○建築物確認申請及び完了検査等申請手数料

床面積の合計（㎡）	建築確認申請		中間検査		完了検査		完了検査 （中間検査を受けた場合）	
	審査特例なし	特例有り	検査特例なし	特例有り	検査特例なし	特例有り	検査特例なし	特例有り
30㎡以下のもの	14,900円	11,100円	19,900円	13,600円	19,300円	13,600円	18,300円	12,600円
30㎡を超え 100㎡以下のもの	29,200円	19,100円	28,000円	17,900円	28,000円	18,500円	27,000円	17,500円
100㎡を超え 200㎡以下のもの	40,200円	25,300円	39,500円	24,000円	40,700円	25,400円	38,700円	23,400円
200㎡を超え 300㎡以下のもの	53,200円		54,700円		55,200円		53,200円	
300㎡を超え 500㎡以下のもの	76,300円		56,700円		60,900円		58,900円	
500㎡を超えるもの	134,200円		—		74,900円		—	

- ※1 建築確認申請及び計画変更の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
- 建築物を建築する場合（次号から第4号までに掲げる場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積
 - 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（第3号及び第4号に掲げる場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
 - 建築物を移転し、又は大規模な修繕若しくは大規模な模様替えをする場合（次号に掲げる場合を除く。）当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1
 - 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、又は大規模な修繕若しくは大規模な模様替えをする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

- ※2 完了検査申請の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
- 建築物を建築した場合（次号に掲げる場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積
 - 建築物を移転し、又は大規模な修繕若しくは大規模な模様替えをした場合 当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1

※3 中間検査申請の床面積の合計は、検査を行う部分の床面積とする。

※4 審査及び検査特例については、申請建築物の全てが特例対象の建築物である場合に特例有りの金額とする。

○建築物確認申請及び完了検査等申請手数料

	建築確認申請	計画変更	完了検査
工作物	17,700円	9,700円	22,900円

○建築基準法の規定に基づく許可等の申請手数料

建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物建築許可申請手数料	123,900円
建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定申請手数料	28,400円